

医政発0701第28号
令和3年7月1日

一般社団法人 日本医療法人協会会長 殿

厚生労働省医政局長
(公印省略)

人口100万人以上の構想区域における公立・公的医療機関等の
具体的対応方針の再検証等について

標記について、別添のとおり、各都道府県知事宛てに通知しましたので、ご了知方
よろしくお願いいたします。

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

人口 100 万人以上の構想区域における公立・公的医療機関等の
具体的対応方針の再検証等について

公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証等については、地域医療構想（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 30 条の 4 第 2 項第 7 号に規定する地域医療構想をいう。以下同じ。）の実現に向け、地域医療構想調整会議における地域の現状や将来像を踏まえた議論を活性化させることを目的に、厚生労働省において公立・公的医療機関等の高度急性期・急性期機能に着目した診療実績データの分析を行った上で、「公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証等について」（令和 2 年 1 月 17 日付け医政発 0117 第 4 号厚生労働省医政局長通知。以下「要請通知」という。）により、当該分析結果を踏まえた公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証等について要請したところである。

要請通知においては、「人口 100 万人以上の構想区域の公立・公的医療機関等についても、「類似かつ近接」に係る具体的対応方針の再検証等に必要な検討を追って整理することとしていること」としていたが、第 31 回地域医療構想に関するワーキンググループ（令和 3 年 2 月 12 日開催）における議論等を踏まえ、今般、人口 100 万人以上の構想区域の取扱いについて下記のとおり整理したので、貴職におかれては、これらの整理について御了知いただいた上で、地域医療構想の実現に向けた取組を進めるとともに、本通知の趣旨を貴管内市区町村、関係団体及び関係機関等へ周知いただくようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

記

1. これまでの経緯

公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証に関しては、要請通知 1.（1）及び（2）に示すとおり、一定の診療領域を設定し、各公立・公的医療機関等について領域ごとに以下の要件に該当するか判定することで、当該医療機関でなければ担うことができない機能に重点化が図られているかについて分析を行った。

- ① 診療実績が特に少ない（診療実績が無い場合も含む。）
- ② 類似かつ近接（構想区域内に、一定数以上の診療実績を有する医療機関が 2 つ以上あり、かつお互いの所在地が近接している（診療実績が無い場合も含む。）。）

その結果、「診療実績が特に少ない」の要件に 9 領域全て該当している、又は「類似かつ近接」の要件に全て（人口 100 万人以上の構想区域を除く。）該当している公立・公的医療機関等に対し、具体的対応方針について再検証するよう要請することとしたところだが、人口 100 万人以上の構想区域については、具体的対応方針の再検証等に必要な検討を追って整理することとしていたところ。

2. 人口 100 万人以上の構想区域の取扱い

(1) 地域医療構想に関するワーキンググループにおける議論

人口 100 万人以上の構想区域では、

- ・ 当該構想区域が、その他の構想区域に比べ、人口密度が相当程度高く、医療機関の分布も密集している傾向があること
- ・ 当該構想区域のうち、2025 年まで人口が増加する区域が半数を超え、2040 年まで人口が増加する区域も 3 分の 1 程度あることが見込まれること

といった特性がみられ、「類似かつ近接」に係る分析により具体的対応方針の再検証を求めるよりも、むしろ、まずは、各公立・公的医療機関等において、自らの診療実績や周辺医療機関の診療実績、医療需要の推移など地域の实情に関する各種データを踏まえつつ、自らが担うべき役割・医療機能など各々の具体的対応方針の妥当性について確認するなどし、地域医療構想調整会議等で改めて議論するよう求めることが望ましいとされた。

(2) 地域医療構想に関するワーキンググループの議論を踏まえた取扱いの整理

(1) を踏まえ、人口 100 万人以上の構想区域については、

- ① 「『診療実績が特に少ない』の要件に 9 領域全て該当している公立・公的医療機関等」との基準に合致した医療機関（再検証対象医療機関）については、要請通知に沿って、引き続き具体的対応方針の再検証を進めることとする。
- ② 「『類似かつ近接』の要件に 6 領域全て該当している公立・公的医療機関等」との基準を用いた要請は行わないこととする。

その上で、①以外の公立・公的医療機関等については、要請通知 1. の「(4) 一部の領域において「診療実績が特に少ない」又は「類似かつ近接」の要件に該当した公立・公的医療機関等への対応」に準じて対応すること。

(3) その他

公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証等、地域医療構想の実現に向けた今後の工程に関しては、新型コロナウイルス感染症への対応状況に配慮しつつ、各地域において地域医療構想調整会議を主催する都道府県等とも協議を行いながら、厚生労働省において改めて整理の上、お示しすることとしている。

【担当者】

厚生労働省医政局地域医療計画課

医師確保等地域医療対策室 計画係

03-5253-1111 (内線 2661, 2663)

E-mail iryō-keikaku@mhlw.go.jp